

# 1

## 計画について

### 1-1 計画の背景と目的

---

#### 1) 計画の背景

わが国は、デフレの長期化など、依然として厳しい経済状況が続く中で、少子高齢化の進行による人口減少社会を迎えており、急激な税収の回復を見込むことは難しい状況です。

こうした中、平成24年12月の笹子トンネルの天井板落下事故など、施設の老朽化等による重大な事故が発生しており、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。また、平成28年4月に熊本県を中心に発生した地震により、耐震補強済みの公共施設も多く被災したことから、改めて、公共施設の耐震性が課題となっています。

今後は、更なる人口減少、少子高齢化の進行等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化\*するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

このような状況を踏まえ、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」として、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定するとともに、地方公共団体における速やかな公共施設等総合管理計画の策定を求めています。

#### 2) 計画の目的

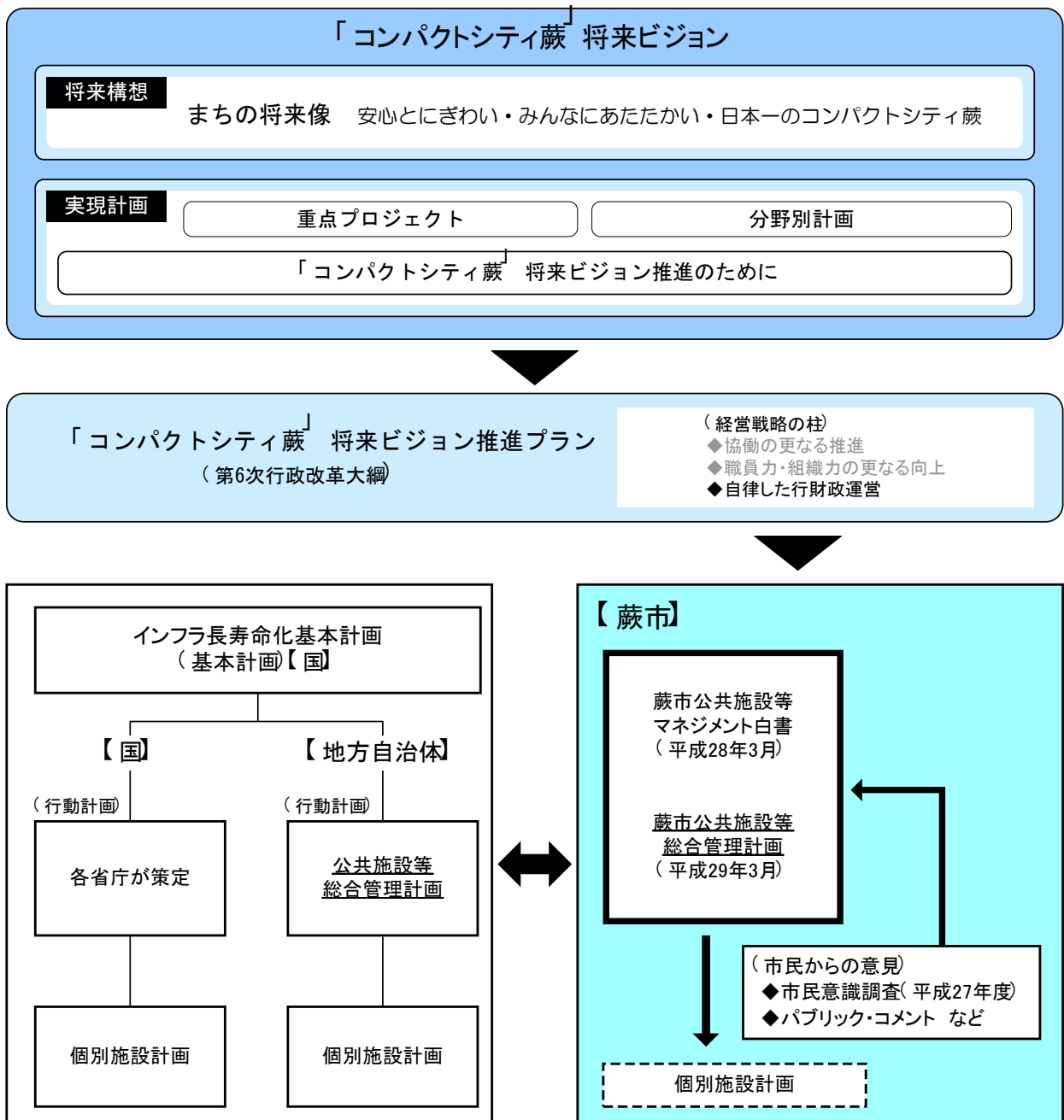
市が保有する公共施設等の全体の状況や長期的な視点に立った課題等を客観的に把握・整理し、将来のまちの姿を見据えた公共施設等のあり方に関する基本方針を定めた総合管理計画を策定し、施設の有効活用や適正配置、適切な維持管理などの総合的なマネジメントを推進することにより、質の高い市民サービスの維持と将来にわたって持続可能な行政運営を実現することを目的とします。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市の公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すものとして位置づけられ、また、市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン\*や「蕨市まち・ひと・しごと創生\*人口ビジョン・総合戦略」などとも関連した計画であり、将来にわたって持続可能な行政運営を実現するための計画です（図表 1-1）。

なお、本市では、本計画の策定に先立ち、平成 28 年 3 月に公共施設等を対象とした総合管理に関する調査研究として「蕨市公共施設等マネジメント\*白書」（以下、「白書」という。）を策定しています。

図表 1-1 計画の位置づけ



## 1-3 計画範囲

本計画の対象は、本市が保有する公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）とします。

白書の施設分類に基づき、公共施設については、市庁舎、消防、学校、住宅、福祉・保健・医療、集会所など、平成 27 年度公有財産調書記載の施設のうち延べ床面積\*50 m<sup>2</sup>以上の 67 施設を、インフラ施設は、道路、橋りょう、水道（管路\*）、下水道（管路）を対象とします。（図表 1-2）

※蕨駅東口エスカレーター棟については、延べ床面積が 50 m<sup>2</sup>以上あるが、駅舎と一体となった構造物と考え、対象から除外した。

※普通財産\*については、行政財産との複合施設\*になっている施設と、集会施設としての機能を持つ自治会館のみを対象とした。

図表 1-2 対象とする公共施設等の分類

施設分類	用途分類
1. 行政施設	・市庁舎 ・消防庁舎等 ・消防団施設
2. 集会・社会教育施設	・社会教育施設等 ・文化施設 ・その他
3. 保健施設	・保健施設
4. 老人・障害者福祉施設	・老人福祉施設 ・障害者福祉施設
5. 児童福祉施設	・保育園 ・児童センター・児童館 ・留守家庭児童指導室 ・その他
6. 学校・教育系施設	・小学校 ・中学校 ・学校給食センター ・その他
7. 図書館・資料館	・図書館 ・資料館
8. 体育施設	・体育館 ・プール
9. 野外活動施設	・野外活動施設
10. 公営住宅	・市営住宅
11. 普通財産施設	・普通財産施設
12. 企業会計施設	・水道施設（浄水場） ・下水道施設（ポンプ場） ・病院
13. 公園施設	・公園
14. その他施設	・その他施設
15. インフラ施設	・道路 ・橋りょう ・水道施設（管路） ・下水道施設（管路）

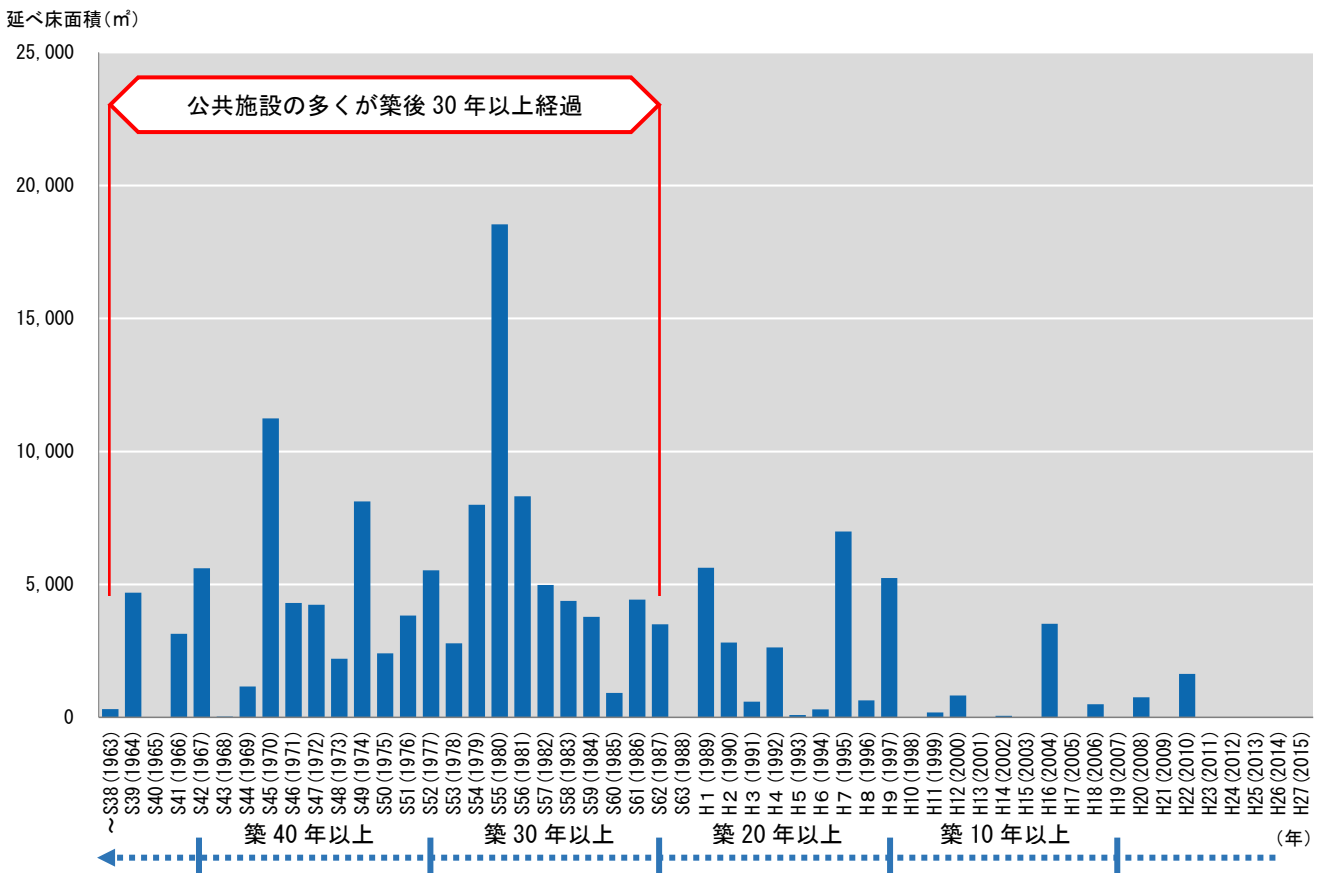
※「白書」（第 2 章）より

※ 現在、公共下水道事業特別会計は企業会計ではないが、平成 27 年 1 月 27 日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について（要請）」に基づき移行準備中であるため企業会計施設として分類した。

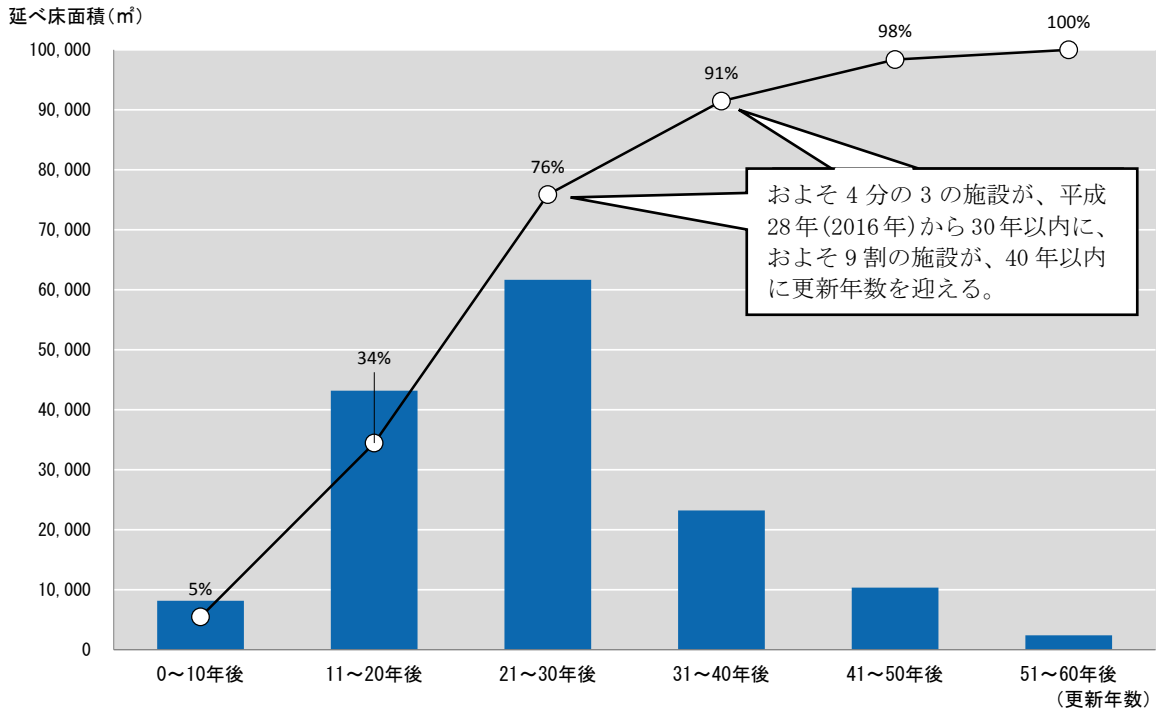
## 1-4 計画期間

- ・ 公共施設の多くは築後 30 年以上経過しています。(図表 1-3) また、これらの公共施設の内、今後 40 年以内に更新年数を迎える施設は全体の 9 割以上となります。(図表 1-4) これを踏まえ本計画における**計画期間は 40 年(平成 29 年度～平成 68 年度)**とします。
- ・ なお、計画は、「コンパクトシティ蔵」将来ビジョンなどの上位・関連計画との整合性や社会情勢の変化などの公共施設等を取り巻く状況の変化に応じて、適宜見直しを行います。

図表 1-3 公共施設の整備状況



図表 1-4 更新年数別延べ床面積の割合（平成 28 年）



※更新年数については、各公共施設の耐用年数\*を 60 年とし、平成 28 年（2016 年）を基準年として、何年後に施設が更新となるかを算定した。

（例）昭和 56 年（1981 年）に建築された施設の場合

1981+60-2016=25 となり、平成 28 年（2016 年）から 25 年後を更新年数とする。